



歯科医院を取り巻く 法律関係



加藤法律事務所 弁護士 水上 裕嗣

私たちが社会生活上行うさまざまな活動には、法的な権利や義務を伴うものが多く、歯科医院の経営も例外ではありません。ここでは、そのような法的な権利や義務を「法律関係」と呼ぶこととし、会員の皆様に直接かかわる、歯科医院を取り巻く法律関係を概観していきたいと思います。

1 『契約』について

歯科医院を取り巻く法律関係の多くは、『契約』によって形づくられています。歯科医院が関わる主な契約は次項で紹介しますが、その前に、契約とは何かということを確認しておきたいと思います。

契約とは、複数の当事者間での意思表示の合致、すなわち合意によって成立する“約束”であって、法律関係を生じるものをいいます。平たく言えば、契約という約束をすることで、その約束を守らなければならない義務と、約束を相手に守らせる権利を生じさせるものといえてよいでしょう。

契約は、口頭やメールでの約束でも成立します。ただ、約束の内容をはっきりさせておく必要がありますので、書面によって契約を成立させることが一般的に行われています。この書面を『契約書』といいます。契約書は、文字どおり「〇〇契約書」という表題で作成されることが多いのですが、これに限らず、「合意書」「覚書」「確認書」などといった表題であっても、当事者間の合意が表示されていると認められれば契約書と同じ効果を持ちます。

契約書の中には、見るのも嫌になるほど数多くの条項が書かれているものもありますが、そ

れら一つひとつの条項が、それぞれ独立して法律関係を発生させる約束なのです。そのような契約書に押印す



る以上、「約束していない」という言い訳は通用しません。したがって、契約書の各条項にはできる限り目を通し、場合によっては文言の修正を求めたり疑問点を確認するなどして、内容を把握しておく必要があります。また、契約相手に守らせたい約束があれば、口約束にとどめず、契約書に盛り込むか、別途書面で合意しておくべきでしょう。

なお、本稿では、「歯科医院」を契約当事者として解説しますが、個人が開設者となっている場合には、その開設者である「歯科医師」が契約当事者となりますので、そのように読み替えてください。

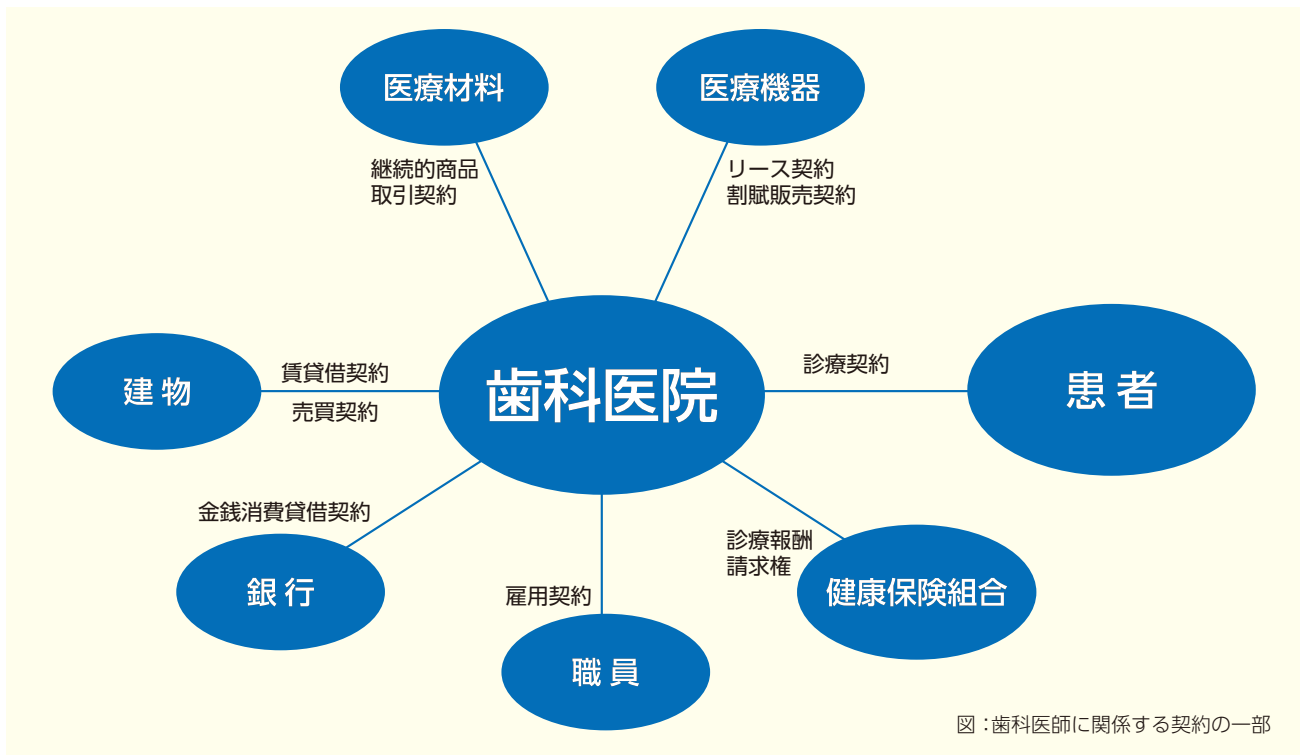
2 歯科医院が締結する主な契約

(1) 診療所の開設・運営に関する契約

① 診療所の場所に関するもの

診療所を開設するには、そのためのスペースとなる建物の所有者となるか、あるいは、建物を使用する権利を得る必要があります。

このうち、建物を借りて使用権を得る契約が、賃貸借契約です。この契約によって歯科医院が負う主な義務には、賃料を支払う義務、適切な使用・管理をする義務(善管注意義務といえます。)、



契約終了時に建物を明け渡す義務などがあります。有期の契約ですが、通常は、借主が望む限り更新されますし、借主の都合で中途解約することも可能です。

ただし、近年多く見受けられる定期借家契約は、借主が継続を希望しても期間の経過により自動的に終了します。使用を継続するためには新たな契約締結が必要ですので、ご注意ください。

また、建物の所有権そのものを取得する方法として、売買契約があります。建物を購入する歯科医院は、売主に売買代金を支払う義務を負います。一方で、購入した建物に不具合があった場合には、売主に対して「瑕疵担保請求権」を行使して補償を求める権利があります。

売買代金の原資の調達に当たっては、銀行との間で金銭消費貸借契約を締結して融資を受けることもあります。この契約により、歯科医院は、返済計画に従って銀行に金銭を返済する義務を負います。

②事務用品・医療材料・医療機器に関するもの
医療材料を購入する場合にも売買契約が用いら

れますが、同じ業者から継続して同じ材料を購入する場合は、継続的商品取引(基本)契約が締結されます。この契約では、商品の納入方法や代金の支払い方法などの基本的な事項のみが取り決められ、毎回の納入商品数や代金額については、別途契約書を交わすのではなく、注文書や注文請求書などの書面の交付によって合意成立(法律関係発生)とみなすのが一般的です。

診察台やレントゲンをはじめとする医療機器を導入するにあたっては、売買契約の他に、リース契約や割賦販売契約が用いられることがあります。リース契約は、歯科医院が選定した機器を、リース会社が販売会社から購入(売買)して歯科医院に賃貸する契約です。つまり機器の持ち主はリース会社です。歯科医院は、リース会社所有の医療機器を使用する権利、販売会社からメンテナンスサービス等を受ける権利を取得する一方、リース会社に毎月のリース料を支払う義務を負います。賃貸借契約ですが、中途解約が認められないのが通常です。これと類似するものに割賦販売契約があります。これは、売買契約の一種ですが、売買代金を分割払いにする代わりに、支払いが

すべて終わるまで医療機器の所有権が売主の下に留保される契約です。

③職員に関するもの

歯科医院に勤める職員との間では、雇用契約を締結します。労務の提供を受ける代わりに賃金を支払う義務を負うというのが契約の基本ですが、労働者保護の観点から、労働基準法、労働契約法等数多くの法律によって制約が課されており、トラブルになるケースも少なくありません。紛争を未然に防ぐため、弁護士や社会保険労務士の助言を受けることも有効です。

(2)歯科診療行為に関する契約

歯科診療契約は、歯科医院と患者との間で締結されます。

歯科診療契約によって歯科医院は、患者から診療報酬の自己負担分を受領する権利を得るとともに、残りの診療報酬を保険者から受領する権利を得ることになります。

一方、歯科診療契約によって歯科医院が負う最も重要な義務は、患者を診察し治療する義務です。但し、診療契約は治癒させる義務を負うものではありません。インプラント治療を内容とする診療契約も、100%の結果を請け負う請負契約ではなく、一定の行為そのものを受託する準委任契約という種類の契約とされています。

問題となるのは、「診察・治療」の義務を尽くしたといえるかどうかの判断基準です。最高裁判所の判例によれば、診療当時の臨床医学の実践における医療水準が基準になるのですが、それが具体的に何を意味するのかということは、個々のケースごとに定まります。

この治療義務以外にも、歯科診療契約からは患者に対する説明義務が生じます。説明義務には、診療行為について患者から有効な同意を得る前提としての説明義務と、療養方法としての説明義務の2つが存在すると言われます。

ところで、歯科治療を含め、他人の肉体を傷つける医療行為に刑法上の傷害罪が成立しないのは、治療目的で一般に承認された方法で行われるこ

との他に、患者の真摯な同意があるからだと言われています。このようにシビアな業務を扱うという視点からも、患者の同意を得る過程での適切な説明は重要な意味を有しています。

3 契約以外に生じる法律関係

ここまで、契約から生じる法律関係を説明してきましたが、契約を締結しなくても生じる法律関係もあります。主に、法律により定められている義務が挙げられます。

例えば、歯科医師業務において日常的に行われている診断書の交付、診療録の作成・保存などは、歯科医師法によって義務付けられています(歯科医師法第19条第2項、第23条)。また、個人情報の取扱いについては個人情報保護法、納税義務は各種の税法といったように、さまざまな法律により歯科医院の法律関係が規律されています。

もっとも、そのように法定された法律関係については、すべての歯科医院に同じように適用されるため情報も多く、内容も画一的で、場合によっては行政による指導もなされますので、トラブルが比較的少ないという印象です。やはり、当事者間の合意で成立するため内容が千差万別になる契約のほうが、相対的にトラブルを生じやすいと言えるでしょう。そのようなトラブルを未然に防ぐためには、2項で述べたような契約の種類を理解した上で、1項で述べたとおり具体的な約束の内容をしっかりと把握することが肝要です。

4 おわりに

以上、歯科医院を取り巻く法律関係を概観しました。とはいえ日常生じる法律問題はさまざまです。何か問題が発生した時には、先生方の顧問弁護士、あるいは医療に詳しい弁護士に相談されることをお勧めします。

